

=====公布された規則のあらまし=====

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに管理栄養士、管理栄養主任、医療ソーシャルワーカー主任、サブチーム長等の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の職を新設する。

管理栄養士、管理栄養主任、医療ソーシャルワーカー主任、臨床心理士、臨床心理主任、上席研究員、サブチーム長及び主任研究員

(2) 次の職を廃止する。

栄養士、栄養主任、特別研究員、研究主任、機械技手、車庫長及び副車庫長

(3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。